固定資産税のお知らせ

問税務課　☎内線255

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるよう、価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

▶縦覧できる方

固定資産税の納税者本人またはその代理人

▶縦覧期間・場所

４月１日（火）～６月２日（月）

※土・日・祝日を除く。

役場本庁舎１階税務課窓口

▶必要な物

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書など）、委任状（代理人の方のみ）

固定資産課税台帳の閲覧

自己に関わる固定資産の課税内容、税額等を確認できるよう、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

▶閲覧できる方

①大磯町内に固定資産を有する方またはその代理人

②納税管理人

③借地人・借家人

④令和７年１月２日以降の所有者（相続人を含む。）

⑤管財人

▶閲覧期間・場所

通年（土・日・祝日・12月29日～１月３日を除く。）

役場本庁舎１階税務課窓口

※令和７年度分は４月１日（火）から閲覧できます。

※縦覧期間（４月１日（火）～６月２日（月））中は、固定資産課税台帳の写しを無料で交付します（令和７年度分のみ）。

▶必要な物

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書など）、委任状（代理人の方のみ）、権利関係等を証明する書面（賃貸借契約書、売買契約書、戸籍謄本など。③～⑤に該当する方のみ）

金融機関窓口での納付書の扱いが変更になります

問会計課　☎内線277・279

スルガ銀行窓口での無料取扱いが終了します。お手持ちの納入通知書に指定納付場所として記載されていても、令和７年４月１日以降は手数料がかかりますので、ご注意ください。

eL-QRのない納付書	eL-QRのある納付書	町県民税特別徴収
後期高齢者医療保険料、介護保険料、し尿処理手数料、保育所保育料、下水道受益者負担金、コピー代、ごみ処理手数料など	町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税	（特別徴収義務者が対象です）
金融機関が定める手数料がかかります。	手数料はかかりません。	金融機関が定める手数料がかかります。

▶口座振替と、eL-QRが印刷された納付書は、引き続きご利用いただけます。

この機会にぜひ便利な口座振替をご利用ください。（申込受付けは金融機関または役場本庁舎にて取扱いしています。）

▶持ち物

- 通帳など口座情報が分かるもの
- 金融機関の届出印

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。